

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年6月定例総会）

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から午後2時42分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（2人）

6番	片岡 純雄
17番	大谷 伸二

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 さくら市農業士等推薦委員会委員の選任について
	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は17名で、6番片岡純雄委員、17番大谷伸二委員が欠席ですが、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。本日は暑い中、またお忙しいところご苦労様です。先月、5月29日に東京で開催された令和6年度全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。同じ日に、改正食料・農業・農村基本法が成立いたしました。詳しい内容は、全国農業新聞にも書いてありますので、ご覧ください。國井会長の挨拶も、まず食料農業農村基本法の成立ということで始まりましたが、メインは地域計画の策定でありました。先進事例地区としまして、福島県の会津喜多方市農業委員会、広島県の世羅町農業委員会の地域計画策定の取り組み事例の発表がございました。リードする農業委員会ということで、一部の集落では地域計画策定が終了してしまして、後は公告を待つという話もありました。さくら市では、これから各集落の座談会に入りますが、皆様のご協力の程よろしくをお願いします。 ただ今から、さくら市農業委員会6月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
1番	古澤	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行い

		ました。案件として議案第1号1件、議案第3号3件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号8件の合計10件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしく願いします。
議長	七久保	次に、第3調査会副委員長の報告を求めます。
5番	田崎	本日午前10時より2名出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号4件、議案第3号1件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会副委員長の報告を求めます。
16番	小川	本日午前9時30分より3名出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号2件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。9番の手塚智枝子委員、10番の神山智子委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図 1－1 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、専業農家として水稻を中心とした経営を行っております。譲渡人△△さんからの土地の売買の話がございまして、規模拡大を図るということでございます。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきましても申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図 1－2 をご覧ください。(申請の場所を説明する)

		譲受人の〇〇さんは、専業農家として水稻を中心とした経営を行っております。譲渡人△△さんからの土地の売買の話がございまして、規模拡大を図るということでございます。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきましても申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図1－3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、同じ△△地内に専業農家として養豚業と水稻を中心とした経営を行っている法人であります。譲渡人△△さんは、〇〇の経営者の一人であります。個人名義からの土地の売却でございます。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におき

		ましても申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号4番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
10番	神山	案内図1－4をご覧ください。(申請の場所を説明する) 現在、譲渡人の土地を譲受人が耕作していますが、その土地の所有権を譲渡人が移転したいということで、現在もそのまま耕作しています。 16日に地元の推進委員と現地を確認しましたが、今までどおりの作付けがされており、何ら問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号 番号 4 番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 4 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号 番号 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	（議案第 1 号番号 5 番について、朗読して説明する。） この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1 2 番	石塚	案内図 1－5 をご覧ください。（申請の場所を説明する） 本申請は、譲渡人である〇〇さんが譲受人である△△さんに農地を売買する案件です。譲受人である△△さんは、市内で水稻と野菜を栽培しています。今回〇〇さんの農地を取得し、規模を拡大することとなりました。 6 月 2 2 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類を確認のうえ現地調査を行いました。問題ないと思われま
		以上のような状況でございます。 ご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号 番号 5 番について、承認される方の挙手を求めま

		す。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第1号番号6番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図1－6をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、専業農家として水稻とニラを中心とした経営を行っております。譲渡人△△さんからの土地の売買の話があり、購入し規模拡大を図るということでございます。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきましても申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号6番については、原案ど

		おり承認されました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
11番	小林	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請であります。内容につきましては、事務局の説明のとおりですが、〇〇さんより奥様の△△さんへの事業計画変更でございます。詳細につきましては、議案第3号の申請が出ておりますので、後ほどご説明いたします。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地調査を行いました。問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

		次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号 1 番・番号 5 番・番号 6 番の 3 件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第 3 号 番号 1 番・番号 5 番・番号 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号 番号 1 番・番号 5 番・番号 6 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小菅	この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内の所有権移転の案件でありますので、場所の説明は省略させていただきます。 3 件とも譲受人は賃貸住宅に居住しております。現状では間取り等も狭く、使い勝手等も考えマイホームの必要性を感じ住宅を探していたところ、さくら市内で上阿久津台地土地区画整理事業地内に建売分譲地があり、住宅を取得することになりました。 土地の選定理由は、当該地は区画整理事業地内であり、周辺農地は宅地化が急速に進み、住宅が立ち並ぶ状態になっております。また、駅・小学校・大型スーパーへのアクセスも容易であること等から利便性に富んでおり、この土地を選定しました。 3 件とも木造 2 階建て住宅、また、駐車スペース 2 台分を確保するものです。給水はさくら市事業水道管より受水、し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流します。雨水については宅地内に浸透処理します。全て近隣は道路と宅地になっており、周辺に農地はありませんので周辺農地への影響は考えられません。 また、3 件とも支出はそれぞれ違いますが、全ての方が一部自己資金を入れたうえで借入金で賄うということでございます。融資証明書も添付されております。 以上のような状況でございます。 23 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと

		考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番・番号5番・番号6番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番・番号5番・番号6番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
8番	関	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) この申請は、〇〇氏が使用貸借により一般住宅として転用する案件です。 転用行為の必要性・土地の選定理由ですが、申請人は現在△△県で借家に住んでおります。子どもの成長に伴い、借家が手狭になってきたため、また上の子どもが現在小学6年生であり転校に伴う生活環境の変化を考慮し、中学校に入学するまでに自宅を新築し入居する必要があること、また、将来親の介護等を考慮し両親の自宅近くの土地であるため今回の申請に至りました。 土地利用計画ですが、木造2階建1棟を建築します。駐車場は

		両親の車庫を利用する計画です。雨水は宅地内浸透とし、汚水は公共下水道、給水は市上水道を利用する計画です。 資金計画は、総事業費2,430万円で全額融資にて賄うことにしております。 周辺農地への影響につきましては、隣接する農地は申請地の南側・東側になります。農地は両親の家庭菜園として利用している農地のみであり、周りは既に住宅地になっております。 6月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3番	小菅	この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させていただきます。

		この案件は、〇〇さんが△△から売買により土地を購入し住宅を建築する案件です。 譲受人は現在□□町の賃貸住宅にて夫婦２人で居住しております。今後家族が増えることを考慮し、自宅の建築を計画しました。 土地の選定理由ですが、夫婦ともに通勤３０分ほどで通える場所であることを条件に、面積・形状・価格等を考慮し当該申請地を選定しました。 土地利用計画ですが、木造２階建１棟、公共上水道より給水、汚水は公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透の計画です。 資金計画ですが、建設費・土地取得費・諸費用合わせて４,３００万円、全額を融資にて賄う予定です。融資証明書も添付されております。 周辺農地への被害防除策ですが、東側 道路、西側 宅地、北側 宅地、南側 畑になっておりますが、南側も住宅建設予定ですので、現状で農作業を行っている土地はありません。特に問題ないと考えております。 ２３日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第３号 番号３番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号３番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第３号番号４番について、朗読して説明する。)

		なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
11番	小林	この案件は、先ほどの議案第2号で承認いただきました許可後の事業計画変更の案件です。 申請地の説明は先ほどさせていただきましたので省略させていただきます。 本申請は、譲渡人〇〇さんより譲受人△△さんが転用し所有権移転する案件です。 転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、以前より自己所有の住宅を建てたいと考えていたところ、生活し易い環境の地域であり、交通の利便性が良く、小学校に近く、今後子どもが生まれて通学する場合に通学し易いことや、上水道から給水が出来、住宅地として最適と考え選定しました。 土地利用計画ですが、96.05㎡平屋建、駐車場2台、取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後に敷地内処理する計画です。雨水は敷地空間の砂利敷とし浸透処理を考えております。 資金計画ですが、居宅建築費・土地取得費・その他費用合計4,200万円を全額融資にて対応します。 周辺農地への被害防除対策ですが、北側・南側は宅地、東側は道路、西側は農地で、こちらの境界にはコンクリート土留等を設置し土砂流失を防止します。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断しております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第 3 号 番号 4 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 4 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 7 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小菅	この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内の案件でありますので、場所の説明は省略させていただきます。 この案件は、〇〇さんが△△から売買により土地を購入し住宅を建築する案件です。 譲受人は現在□□市内のアパートに住んでいます。家族が増えアパートでは手狭になってきたためマイホームの必要性を感じ住宅取得を検討しました。 土地の選定理由ですが、上阿久津台地土地区画整理事業地内は□□市の実家近く、勤務先にも程遠くなく、住環境に優れていると感じ選定しました。 土地利用計画ですが、一般住宅 2 階建、駐車スペース 2 台分、取水・排水は市の上・下水道、雨水は宅地内にて浸透処理の予定です。 資金計画は、用地取得費・建築費・諸費用合わせて 4,370 万円、現状で借入金 4,800 万円の融資証明書も付いており、自己資金 200 万円の残高証明書も添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですが、東側は分譲予定地、西側は道路、南側も分譲予定地、北側は宅地です。案内図 3-7・3-8・3-9 をご覧いただくと、この後説明する 3-8・3-9 と 3 軒並んでいる土地でございます。周りに農地はありません。

		23日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号7番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号8番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3番	小菅	この案件は、〇〇さんが△△から土地を購入し住宅を建築する案件です。 譲受人は現在〇〇町の実家に住んでいます。今年結婚し家族が増え、独立を機にマイホームの必要性を感じ住宅取得を検討しました。 土地の選定理由ですが、上阿久津台地土地区画整理事業地内は母の実家から近く、勤務先にも程遠くなく、住環境に優れていると感じ選定しました。 土地利用計画ですが、一般住宅2階建、駐車スペース2台分、取水・排水は市の上・下水道、雨水は宅地内にて浸透処理でござ

		います。 資金計画は、用地取得費・建築費・諸費用合わせて4,236万円ですが、自己資金121万円と借入金4,150万円、合計4,271万円で賄う予定です。融資証明書も添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですが、先ほど番号7番で説明したとおりです。特に問題ないと考えております。 23日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号8番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号9番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3番	小菅	この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内の案件でありますので、場所の説明は省略させていただきます。 この案件は、〇〇さんが△△から売買により土地を取得し住宅

		を建築する案件です。 譲受人は、〇〇市のアパートに住んでいます。家族が増え、アパートでは手狭になってきたため、マイホームの必要性を感じ住宅取得を検討しました。 土地の選定理由ですが、住環境に優れていると感じていますし、生活環境も変化しなくてすむと思い選定しました。 土地利用計画ですが、一般住宅２階建、駐車スペース２台分、取水・排水は市の上・下水道、雨水は宅地内にて浸透処理でございます。 資金計画は、用地取得費・建築費・諸費用合わせて４,３９７万円ですが、借入金と自己資金合計４,６２０万円で賄う予定です。融資証明書と残高証明書も添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですが、先ほどと同様なので説明は省かせていただきます。 ２３日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第３号 番号９番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号９番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号１０番・番号１１番の２件については、一体事業でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第３号 番号１０番・番号１１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第３号番号１０番・番号１１番について、朗読して説明す

		る。)
		なお、番号１０番の農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第３種農地と判断し、 また、番号１１番の農地区分は、農地の集团的広がりが１０ha以上の農地の区域内にある第１種農地が含まれますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第１種農地の面積の割合が３分の１を超えないもの」でありますので、いずれも申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
１８番	手塚	案内図３－１０・３－１１をご覧ください。 (申請の場所を説明する) この案件は、農振除外許可済の案件であります。 転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、〇〇の工場等の施設が近くに点在してしまして、市内に販売店が無いということで、オーナー等が大変な思いをしまして、今回この場所に選定しました。 土地利用計画ですが、約４,０００㎡の内、駐車場が約３,０００㎡、建物が約１,０００㎡です。通路が敷地の真ん中あたりにありまして、道路として利用するものです。緑地が１００㎡、進入路は国道と市道から入れるようになっております。取水・店舗排水は市上・下水道に接続、整備工場排水は油水分離槽を経て敷地内浸透処理します。雨水排水は区域周囲にＬ型擁壁を設置し、敷地内の土砂雨水等の流出を防止します。敷地内に地下式雨水浸透槽を設置し浸透処理します。造成計画は盛土により国道との高さを調整し、周囲をＬ型擁壁で囲います。西側区画は、南側市道との高さを調整し５０cm盛土し、周囲をＬ型擁壁で囲います。 周辺農地への被害防除策ですが、東側は国道、南側は市道、北側は宅地、西側は農地ですが、西側は駐車場に接しており農地への影響は無いと思います。 資金計画は、土地取得費６,０００万円、土地造成費１億７０

		0万円、建築工事費3億500万円、その他で合計4億8,200万円となっております。全額自己資金で賄います。法令等は先ほど説明があった通り問題ないと思います。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号10番・番号11番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号10番・番号11番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号12番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
19番	軽部	案内図3-12をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、譲渡人〇〇さんから譲受人△△へ太陽光発電の設置による売買の案件です。 △△の太陽光発電事業については、地元では既に実績がある会社でございます。 土地利用計画につきましても、太陽光パネル150枚、パワーコンディショナー9台、周りには高さ1.3mのフェンスを設置

		し安全面を考慮するということです。 資金計画については、自己資金で賄います。 周辺農地への被害防除策ですが、周りが山林で、隣接している土地は□□のみですので、□□とは常に話し合いをしているということです。 維持管理につきましては、●●が維持管理をするということです。 ２１日に地元の推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題と判断しております。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第３号 番号１２番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号１２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号１３番・番号１４番の２件については、譲受人及び転用目的が同一の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第３号 番号１３番・番号１４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第３号番号１３番・番号１４番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、農地の集团的広がり約３．０ｈａで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図 3-13・3-14をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 本申請は、〇〇さん、△△さんが売買により太陽光発電設備として転用する案件です。 □□は●●に本社を置き、太陽光発電事業を主な事業としている会社です。両地とも耕作しておらず、活用に困っての売買になります。 土地利用計画は、3-13が太陽光パネル198枚、3-14は172枚、ともに出力容量49.5kwです。 雨水排水は自然浸透処理します。 資金計画は、3-13が約1,600万円、3-14が約1,400万円、全て自己資金で賄います。 周辺農地は、一帯がほぼ耕作されておりません。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号 番号13番・番号14番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号13番・番号14番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を

		求める農用地利用配分計画となります。 令和6年度 第3号 公告予定年月日は令和6年6月28日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が1件、再設定9件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。 次に、議案第5号「さくら市農業士等推薦委員会委員の選任について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	それではご説明いたします。 さくら市農業士等推薦委員会とは栃木県農業士要綱に基づく農業士等の認定申請に係る農業士等を推薦するため審議する組織であります。 さくら市農業士等推薦委員会設置要領の規定により、農業委員会の代表者1名の推薦が必要となることから1名の選任をお願いいたします。なお、任期は2年であります。前回の代表者委員は、職務代理者でございました。 以上よろしく願いいたします。
議長	七久保	ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員会の代表者1名について、どのような方法で選出したらよいか、お諮りいたします。

		【議長一任の声あり】
議長	七久保	議長一任の声がありましたが、議長一任としてよろしいか、賛成される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、職務代理者である関誠委員を、さくら市農業士等推薦委員会委員に選任したいと思います。 賛成される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、さくら市農業士等推薦委員会委員に、職務代理者の関誠委員を選任することに決しました。 次に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。 (午後2時42分)